**食品ロス削減ネットワーク懇話会設置要綱**

（目的）

第１条　　まだ食べられるのに捨てられてしまう食品、いわゆる「食品ロス」の削減に向けて、消費者の購買行動が大きく関わる小売業や外食産業で発生している食品ロスの削減の取組を進める効果的な手法等を検討するため、小売業・外食産業等の事業者や消費者、行政などがそれぞれの立場から情報共有し、さらなる削減につながる取組内容などの意見交換を行うことを目的として、食品ロス削減ネットワーク懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

（情報共有及び意見交換事項）

第２条　　第１条の目的を達成するため、懇話会では食品ロス削減に効果的な事業者の取組や、消費者への啓発内容などの情報共有や意見交換を行う。

（組織）

第３条　　懇話会は、６名以内で組織する。

２　懇話会は別表に掲げる有識者及び関係事業者団体、消費者団体、行政機関で構成する。なお、必要に応じて構成員以外の者をオブザーバーとして招くことができる。

（運営方法）

第４条　　懇話会の会議は大阪府が招集、開催する。

２　懇話会に座長を置き、座長は構成員の互選により決定する。

３　会議終了後、開催概要をホームページで公表する。

（守秘義務）

第５条　　懇話会の構成員は、懇話会で知り得た秘密を漏らしてはならない。

（設置期間）

第６条　　懇話会の設置期間は、平成32年３月31日までとする。ただし、期間の延長は妨げない。

（謝礼等）

第７条　　学識経験者等に対する謝礼の額は、日額九千八百円とする。また、学識経験者等に対する費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十七号) による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

２　大阪府の経済に属する常勤の職員である者に対しては支給しない。

（事務局）

第８条　　懇話会の事務局を大阪府環境農林水産部流通対策室に置く。

（その他）

第９条　　この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は別途定める。

附　則

この要綱は、平成30年６月１３日から施行する。

この要綱は、平成31年４月２５日から施行する。

**別表**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 名称等 | |
| 学識経験者等 | 有識者  石川　雅紀 | 神戸大学　名誉教授 |
| 関係事業者団体  古株　徹 | 日本チェーンストア協会関西支部事務局　次長 |
| 関係事業者団体加藤　誠久 | 一般社団法人大阪外食産業協会  （株式会社グルメ杵屋　執行役員　総務部門長） |
| 消費者団体  樋口　容子 | 公益社団法人日本消費生活アドバイザー･コンサルタン　ト･相談員協会西日本支部　支部長 |
| 行政機関  山本　誠一 | 大阪府環境農林水産部流通対策室　課長 |
| 事務局 | 大阪府環境農林水産部流通対策室　総務・企画グループ | |